

東京都内アスベスト補助制度一覧(除去等工事)

令和元年8月1日現在

	補助制度の名称	補助制度の概要	補助額	申込み期間	所管部署連絡先
千代田区	アスベスト飛散防止工事費助成	民間建築物で次の用途に供する部分のアスベスト除去工事(除去工事完了後、概ね5年以上継続して使用するものに限る) 1. 住宅の倉庫、駐車場 2. 分譲・賃貸マンションの共用部分(エントランス、廊下等) 3. 機械式立体駐車場	除去工事に要した費用の2/3の額。 ただし、機械式立体駐車場は1棟1,400万円を限度とし、その他は、100万円を限度とする。	平成31年4月1日～令和元年9月27日	建築指導課構造審査係 03-5211-4310
港区	港区アスベスト対策費助成	助成申請を行った年度内に検査が完了し、同一年度の3月10日までに完了届を提出でき、かつ、同一年度の3月31日までに助成金請求書を提出できること。	建築物のアスベスト除去等(除去・封じ込め・囲い込み)工事に要する費用の1/2相当額(上限額:戸建住宅50万円、共同住宅・事業所等 200万円)	助成申請を行った年度内に除去等工事が完了し、同一年度の3月10日までに完了届を提出でき、かつ、同一年度の3月31日までに助成金請求書を提出できること。	環境リサイクル支援部 環境課 環境指導・環境アセスメント担当 03-3578-2490
新宿区	新宿区吹付けアスベスト除去等工事費助成金	新宿区内にある、建築基準法の違反が無い建築物のうち、アスベスト含有調査で吹付けアスベストが有ることを確認済の建築物所有する個人、中小企業者及び分譲マンション棟の管理組合の代表者	除去等工事費(消費税相当額を除く)の2/3相当 (上限 一戸建て住宅 50万円/棟 分譲マンション・その他 300万円/棟)	毎年度4月当初から11月頃(予算がなくなり次第終了)	都市計画部建築調整課 03-5273-4268
台東区	民間建築物アスベスト対策費助成	今後継続して使用する建築物であって、屋内外にアスベスト含有の可能性のある吹付け材が露出した状態で使用されている住宅、兼用住宅、共同住宅等	工事に要した費用の2分の1、かつ、以下の限度額以内。 ・工事助成(住宅、兼用住宅等):300,000円 ・工事助成(共同住宅):1,000,000円	なし	都市づくり部建築課監察担当 電話:03-5246-1340
品川区	アスベスト除去等助成	助成件数:3件(先着順) 助成対象:吹付けアスベスト・石綿含有吹付けロックウールのうち、アスベストを0.1%以上含有するものの除去工事費 ※分析調査助成と対象範囲が異なる。こちらは国費対象。 助成対象者:(1)対象建築物を所有する個人および中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定するもの) (2)管理組合の代表者 (3)その他区長が必要と認める者 助成対象建築物:品川区内の申請者自らの住宅および従業員の住宅、業務に使用する事務所、作業所、店舗、倉庫、駐車場であって、建築基準法に則った建築物 ※建築物石綿含有建材調査者の関与が助成の要件。	除去工事費の2/3相当(上限200万円/棟)	令和2年1月10日まで(ただし、令和2年3月6日までに完了報告書の提出ができることを条件とする)(年度毎)	品川区都市環境部環境課 指導調査係 03-5742-6751
目黒区	目黒区住宅リフォーム資金助成	区内の自己居住用住宅の吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウールの除去・復旧工事。(注)一住宅一回限りで一般リフォーム工事と併用可 事前に分析調査の結果、アスベストの含有が認められていること。工事費用が税抜き20万円以上の工事。	申請時に未着工で、年度末までに工事および支払いが完了すること	工事費用(税抜の見積金額と実際工事金額の低いほうの金額)の10%(千円未満切り捨て)、アスベスト除去工事は20万円限度	住宅課居住支援係 03-5722-9878
大田区	大田区住宅リフォーム助成事業(吹付けアスベスト除去工事)	【助成対象】 ・区民であること。 ・前年度の1月1日時点から工事対象住宅に居住していること。 ・工事対象住宅の所有者又は集合住宅の管理組合の理事長であること。 ・特別区民税、都民税を滞納していないこと。 ・既に所有している住宅において、この制度の助成を受けていないこと。 ・区内の中小企業者に工事を発注すること。 ・総工事費用が総額10万円以上(税抜)であること。等	実際の工事費用(税抜)の10%(上限額50万円)	工事を始める前の事前申込	まちづくり推進部建築調整課住宅相談窓口 03-5744-1343
練馬区	練馬区吹付けアスベスト等除去工事助成	① 露出した吹付けアスベスト等の除去工事 ② 既に囲い込み・封じ込められた除去工事であって、建築物等の増改修(修繕、模様替えおよび増築)に伴い実施するもの	・戸建住宅 助成率 工事費用の3分の2(限度額200万円) 分譲共同住宅、賃貸共同住宅、事業所等助成率 工事費用の2分の1(限度額400万円)	当該年度中	環境部環境課環境規制係 03-5984-4712
足立区	足立区吹付けアスベスト対策費助成(除去等工事)	・平成18年9月30日までに建築された建築物または工作物が対象 ・工事前の申請 ・対象建築物・工作物につき1回を限度 ・除去等工事完了日から5年間継続的に使用される建築物	助成率:対象除去等工事費の50% 限度額:一戸建て住宅 50万円 :共同住宅 200万円 :上記以外 200万円	助成申請を行った年度内に工事が完了し、助成金の交付請求を同一年度の3月31日までにを行うことができる期間	環境部生活環境保全課公害規制係 03-3880-5304
葛飾区	民間建築物アスベスト対策助成	屋内外にアスベストを含有する吹き付け材が使用されたもの。※要アスベスト調査報告書(外壁仕上げ材は対象外) 助成対象建築物:区内の住宅・兼用住宅、共同住宅 助成対象者:当該建築物の所有者、または建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する区分所有者の団体。(管理組合)	住宅・兼用住宅:30万円を限度に、対象経費の1/2 共同住宅:100万円を限度に、対象経費の1/2	受付期間は2019年(平成31年)4月1日～2020年(令和2年)1月10日まで ※期限内に間に合わない場合は要個別相談	建築課 計画設備係 03-5654-8355
江戸川区	江戸川区アスベスト除去等工事費助成	建築物のアスベスト対策として吹き付けアスベストの除去等の工事費の一部を助成します。	住宅:除去工事費の3分の2(限度額30万円) その他建築物:除去工事費の3分の2(限度額100万円)	平成31年4月～	都市開発部建築指導課調査係 5662-1104(直通)